

令和7年3月31日

一般財団法人 環境優良車普及機構（LEVO）

令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業（トラック）に係る申請の受付を開始します

LEVOでは、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、環境省、国土交通省、経済産業省の連携のもと、令和5年度から運送事業者等の使用するトラックについての電動化（BEV、PHEV、FCV※1等）及び充電設備※2の普及を図るため、電動車及び充電設備を導入する際に購入資金の一部を支援する「商用車等の電動化促進事業」を行ってきました。

※1：BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

※2：充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業所）等に設置する充電設備に限ります。

今般、令和6年度補正予算商用車等の電動化促進事業（トラック）に係る申請の受付準備が整いましたので、本日（令和7年3月31日（月））から申請受付を開始しましたので、お知らせいたします。

事業概要（公募期間、補助対象事業者など）

1. 公募期間（公募開始日～公募締切日）令和7年3月31日（月）～令和8年1月30日（金）

2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者（事業規模の制限はありません）

- ① 貨物自動車運送事業者
- ② 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る）
- ③ 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②、④、⑦に貸渡しする者に限る）
- ④ 地方公共団体
- ⑤ 貨物自動車運送事業の分社等により、自らが50%を越える出資比率によって設立した子会社たる貨物運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者
- ⑥ トラックと一体的に導入される充電設備を所有する者（リースの貸渡し先を含む）（①、②、③、④、⑤、⑦のトラック車両と一体的に導入される場合に限る）
- ⑦ その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者

なお、④を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO₂排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日までに以下（i）及び（ii）のCO₂排出削減のための取組の実施について表明する者とみなします。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施する者とみなします。

（i）令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則るものとします

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出量削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください

3. 補助対象車両（トラック）、充電設備

(1) 補助対象車両（トラック）

① 補助対象車両（トラック）

令和6年度補正予算商用車等の電動化促進事業（トラック）の事前登録申請がされている車両であること

② 新車新規登録

令和7年2月3日（月）から令和8年1月30日（金）までに新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を受けている車両であること

(2) 充電設備

① 本事業による(1)のトラックとして導入される電気自動車の充電に必要な充電設備で一体的に導入するものに限る（導入車両数≥充電設備設置口数）

② 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業所）等に設置するものであること

③ 高圧受電設備・設置工事費においては2030年導入計画に合わせた規模による申請を可とする

④ 補助対象経費については、事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費とする

その他詳細については、LEVOホームページに掲載する予定です。

（問い合わせ先） 一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目14番地8 YPCビル8階

車両担当 岩崎、添田

TEL : 03-5944-0883

FAX : 03-5944-0878

Email : evhojo@levo.or.jp

充電設備担当 坂本、山田

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

Email : juhojo@levo.or.jp